

(案)

改 正 前
静岡県生活交通確保対策協議会運営要領
静岡県生活交通確保対策協議会の運営については、静岡県生活交通確保対策協議会設置要綱（以下「要綱」という。）によるもののほか、この要領において定める。
1 協議事項
要綱第3条に定める協議事項は、次に掲げるとおりとする。
(1) 生活交通のあり方一般に関すること 生活交通の確保に関する協議組織や体制等の枠組み、確保すべき生活交通のサービス水準や手段等の位置付け、その他生活交通のあり方一般に関することについて協議する。
(2) 具体的な路線に係る生活交通の確保に関すること 乗合バス等事業者及び市町からの申出に対して、具体的な路線に係る生活交通の確保のため、次に掲げる事項について協議する。 ア 輸送サービスの範囲及び形態（路線バス、乗合タクシー及び市町自主運行バスの活用）について イ 輸送サービスの水準（運行ルート、運行回数及び運行時刻）について ウ 輸送サービスの提供主体（運行の委託を行う場合は受託主体を含む。）について エ 輸送サービスの提供に公的支援が必要な場合には、その額及び分担方法について オ 静岡県地域間幹線系統確保維持計画及びその事業評価に関する事項について
(3) その他生活交通の確保に必要な事項に関すること 市町の要望により、特に協議が必要と認められる事項について協議する。
2 申出
1の(2)に掲げる、乗合バス等事業者及び市町が行う申し出とは、次のとおりとする。 なお、乗合バス等事業者及び市町は、申し出をする路線に係る関係者に対して、申し出内容をあらかじめ説明しておくものとする。
(1) 申出の種類
ア 退出意向の申出（道路運送法施行規則第15条の4に該当するもの及び一の市町の区域内のみにおいて運行している路線であって、市町が主催する地域協議会等において路線の休廃止の予定日の30日前までに協議が調うものと見込まれる場合を除く。なお、この場合において、乗合バス等事業者は、市町に対して、退出意向をあらかじめ説明しておくものとする。） (ア) 乗合バス等事業者からの、路線バスに係る路線休廃止の意向の申出 (イ) 市町からの、市町自主運行バスに係る路線休廃止の意向の申出 イ 事業者単独での旅客自動車運送事業の継続が困難である旨の申出 乗合バス等事業者からの、事業者単独での旅客自動車運送事業の継続が困難である旨の申出 ウ 市町がバス等を運行する旨の申出 市町からの、バス等を運行する旨の申出

改 正 後
<u>静岡県地域公共交通活性化協議会バス専門部会</u> 運営要領
<u>静岡県地域公共交通活性化協議会バス専門部会</u> の運営については、 <u>静岡県地域公共交通活性化協議会バス専門部会</u> 設置要綱（以下「要綱」という。）によるもののほか、この要領において定める。
1 協議事項
要綱第2条に定める協議事項は、次に掲げるとおりとする。
(1) 生活交通のあり方一般に関すること 生活交通の確保に関する協議組織や体制等の枠組み、確保すべき生活交通のサービス水準や手段等の位置付け、その他生活交通のあり方一般に関することについて協議する。
(2) 具体的な路線に係る生活交通の確保に関すること 乗合バス等事業者及び市町からの申出に対して、具体的な路線に係る生活交通の確保のため、次に掲げる事項について協議する。 ア 輸送サービスの範囲及び形態（路線バス、乗合タクシー及び市町自主運行バスの活用） イ 輸送サービスの水準（運行ルート、運行回数及び運行時刻） ウ 輸送サービスの提供主体（運行の委託を行う場合は受託主体を含む。） エ 輸送サービスの提供に公的支援が必要な場合には、その額及び分担方法 オ <u>“ふじのくに”地域公共交通計画別冊（地域間幹線系統確保維持計画）</u> 及びその事業評価に関する事項
(3) その他生活交通の確保に必要な事項に関すること 市町の要望により、特に協議が必要と認められる事項について協議する。
2 申出
1の(2)に掲げる、乗合バス等事業者及び市町が行う <u>申出</u> とは、次のとおりとする。 なお、乗合バス等事業者及び市町は、申し出をする路線に係る関係者に対して、申し出内容をあらかじめ説明しておくものとする。
(1) 申出の種類
ア 退出意向の申出（道路運送法施行規則第15条の4に該当するもの及び一の市町の区域内のみにおいて運行している路線であって、市町が主催する地域協議会等において路線の休廃止の予定日の30日前までに協議が調うものと見込まれる場合を除く。なお、この場合において、乗合バス等事業者は、市町に対して、退出意向をあらかじめ説明しておくものとする。） (ア) 乗合バス等事業者からの、路線バスに係る路線休廃止の意向の申出 (イ) 市町からの、市町自主運行バスに係る路線休廃止の意向の申出 イ 事業者単独での旅客自動車運送事業の継続が困難である旨の申出 乗合バス等事業者からの、事業者単独での旅客自動車運送事業の継続が困難である旨の申出 ウ 市町がバス等を運行する旨の申出 市町からの、バス等を運行する旨の申出

改正前

(2) 申出の時期

ア 退出意向の申出 (様式第1号)

2の(1)のアの申出を行おうとする乗合バス等事業者又は市町は、路線の休廃止の予定日の6か月前までに、様式第1号により、会長に申出を行うものとする。申出の時期は、9月1日から9月30日まで及び3月1日から3月31日までの期間とする。

イ 事業者単独での旅客自動車運送事業の継続が困難である旨の申出 (様式第1号)

2の(1)のイの申出を行おうとする乗合バス等事業者は、生活交通確保計画への掲載を希望する年度の前年度の9月1日から9月30日までの期間において、様式第1号により会長に申出を行うものとする。

ウ 市町がバス等を運行する旨の申出 (様式第2号)

2の(1)のウの申出を行おうとする市町は、生活交通確保計画への掲載を希望する年度の前年度の9月1日から9月30日までの期間において、様式第2号により会長に申出を行うものとする。

(3) 申出のあった路線の公表

会長は、乗合バス等事業者及び市町から2の(1)に掲げる申出があった場合、申出の締切日から14日以内に、その内容について公表するものとする。

公表された路線について、代替運行を希望する乗合バス等事業者は、指定された期限までに会長に申出を行うものとする。

3 届出

(1) 生活交通確保計画に係る届出

協議会において決定した、生活交通確保計画に係る路線バス及び市町自主運行バスに関する輸送サービスの内容について、変更をした市町は、様式第8号により、その内容を会長に届け出るものとする。

(2) 届出の時期

3の(1)の届出を行おうとする市町は、分科会等において、協議が調った後、速やかに行うものとする。

4 協議会の協議等

1の(2)の具体的な路線に係る生活交通の確保に関する事項についての協議等については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 退出意向の申出があった場合

ア 会長は、地区幹事会を開催し、対応方策等について意見を求めるものとする。

イ 申出をした乗合バス等事業者及び市町、並びに公表された路線について代替運行を希望する旨の申出をした乗合バス等事業者は、様式第3号により、申出路線の現況や利用促進の実施状況のほか、必要と認められる情報を開示し、地区幹事会幹事に対し説明するものとする。

ウ 関係市町は、分科会その他これに類似する会議を開催し、対応方策等について検討・調整をし、様式第5号により、会長が指定した期日までにその結果を会長に報告するものとする。なお、申出のあった路線が、複数の市町に跨っている場合は、関係する市町が連携して協議を行うものとする。

改正後

(2) 申出の時期

ア 退出意向の申出 (様式第1号)

2の(1)のアの申出を行おうとする乗合バス等事業者又は市町は、路線の休廃止の予定日の6か月前までに、様式第1号により、**部会長**に申出を行うものとする。申出の時期は、9月1日から9月30日まで及び3月1日から3月31日までの期間とする。

イ 事業者単独での旅客自動車運送事業の継続が困難である旨の申出 (様式第1号)

2の(1)のイの申出を行おうとする乗合バス等事業者は、**“ふじのくに”地域公共交通計画別冊(生活交通確保計画)**(以下「**生活交通確保計画**」という。)への掲載を希望する年度の前年度の9月1日から9月30日までの期間において、様式第1号により**部会長**に申出を行うものとする。

ウ 市町がバス等を運行する旨の申出 (様式第2号)

2の(1)のウの申出を行おうとする市町は、生活交通確保計画への掲載を希望する年度の前年度の9月1日から9月30日までの期間において、様式第2号により**部会長**に申出を行うものとする。

(3) 申出のあった路線の公表

部会長は、乗合バス等事業者及び市町から2の(1)に掲げる申出があった場合、申出の締切日から14日以内に、その内容について公表するものとする。

公表された路線について、代替運行を希望する乗合バス等事業者は、指定された期限までに**部会長**に申出を行うものとする。

3 届出

(1) 生活交通確保計画に係る届出

バス専門部会において決定した、生活交通確保計画に係る路線バス及び市町自主運行バスに関する輸送サービスの内容について、変更をした市町は、様式第8号により、その内容を**部会長**に届け出るものとする。

(2) 届出の時期

3の(1)の届出を行おうとする市町は、分科会等において、協議が調った後、速やかに行うものとする。

4 **バス専門部会**の協議等

1の(2)の具体的な路線に係る生活交通の確保に関する事項についての協議等については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 退出意向の申出があった場合

ア **部会長**は、地区幹事会を開催し、対応方策等について意見を求めるものとする。

イ 申出をした乗合バス等事業者及び市町、並びに公表された路線について代替運行を希望する旨の申出をした乗合バス等事業者は、様式第3号により、申出路線の現況や利用促進の実施状況のほか、必要と認められる情報を開示し、地区幹事会幹事に対し説明するものとする。

ウ 関係市町は、分科会その他これに類似する会議を開催し、対応方策等について検討・調整をし、様式第5号により、**部会長**が指定した期日までにその結果を**部会長**に報告するものとする。なお、申出のあった路線が、複数の市町に跨っている場合は、関係する市町が連携して協議を行うものとする。

改 正 前

- エ 申出路線について、生活交通として維持する必要があると判断した市町は、様式第6号により、市町の生活交通確保計画案を作成し、指定された期日までに会長に提出するものとする。
- オ 市町の生活交通確保計画案に掲載された路線を運行する予定の乗合バス等事業者及び市町は、様式第7号により、収支改善計画を作成し、指定された期日までに会長に提出するものとする。
- カ 会長は、市町代表者の意見を尊重し、対応方策等を決定するものとする。
- (2) 事業者単独での旅客自動車運送事業の継続が困難である旨の申出があった場合
- ア 会長は、地区幹事会を開催し、対応方策等について意見を求めるものとする。
- イ 申出をした乗合バス等事業者は、様式第3号により、申出路線の現況や利用促進の実施状況のほか、必要と認められる情報を開示し、地区幹事会幹事に対し説明するものとする。
- ウ 関係市町は、分科会その他これに類似する会議を開催し、対応方策等について検討・調整をし、様式第5号により、指定された期日までにその結果を会長に報告するものとする。
- エ 申出路線について、生活交通として維持する必要があると判断した市町は、様式第6号により、市町の生活交通確保計画案を作成し、指定された期日までに会長に提出するものとする。
- オ 市町の生活交通確保計画案に掲載された路線を運行する予定の乗合バス等事業者及び市町は、様式第7号により、収支改善計画を作成し、指定された期日までに会長に提出するものとする。
- カ 会長は、収支改善計画等により、乗合バス等事業者及び市町等の対応方法等を精査し、維持方策を決定するものとする。
- (3) 市町がバス等を運行する旨の申出があった場合
- ア 会長は、地区幹事会を開催し、対応方策等について意見を求めるものとする。
- イ 申出をした市町は、様式第4号により、申出路線の現況や利用促進の実施状況のほか、必要と認められる情報を開示し、地区幹事会幹事に対し説明するものとする。
- ウ 市町は、分科会その他これに類似する会議を開催し、対応方策等について検討・調整をし、様式第5号により、指定された期限までにその結果を会長に報告するものとする。
- エ 申出路線について、生活交通として維持する必要があると判断した市町は、様式第6号により、市町の生活交通確保計画案を作成し、指定された期日までに会長に提出するものとする。
- オ 市町の生活交通確保計画案に掲載された路線については、様式第7号により、収支改善計画を作成し、指定された期日までに会長に提出するものとする。
- カ 会長は、運行内容及び地域バス交通体系等について、支援効果及び効率性を精査し、維持方策を決定するものとする。
- (4) 届出された事項の取扱い
- 会長は、協議会において決定した輸送サービスの内容を変更する旨の届け出があった場合、市町の生活交通確保計画変更届出書に加え、地域公共交通会議等、市町が地域の生活交通のあり方について協議するために設置した会議において、協議が調っていることを証する書類を確認し、変更内容について関係者に通知するものとする。

改 正 後

- エ 申出路線について、生活交通として維持する必要があると判断した市町は、様式第6号により、市町の生活交通確保計画案を作成し、指定された期日までに部会長に提出するものとする。
- オ 市町の生活交通確保計画案に掲載された路線を運行する予定の乗合バス等事業者及び市町は、様式第7号により、収支改善計画を作成し、指定された期日までに部会長に提出するものとする。
- カ 部会長は、市町代表者の意見を尊重し、対応方策等を決定するものとする。
- (2) 事業者単独での旅客自動車運送事業の継続が困難である旨の申出があった場合
- ア 部会長は、地区幹事会を開催し、対応方策等について意見を求めるものとする。
- イ 申出をした乗合バス等事業者は、様式第3号により、申出路線の現況や利用促進の実施状況のほか、必要と認められる情報を開示し、地区幹事会幹事に対し説明するものとする。
- ウ 関係市町は、分科会その他これに類似する会議を開催し、対応方策等について検討・調整をし、様式第5号により、指定された期日までにその結果を部会長に報告するものとする。
- エ 申出路線について、生活交通として維持する必要があると判断した市町は、様式第6号により、市町の生活交通確保計画案を作成し、指定された期日までに部会長に提出するものとする。
- オ 市町の生活交通確保計画案に掲載された路線を運行する予定の乗合バス等事業者及び市町は、様式第7号により、収支改善計画を作成し、指定された期日までに部会長に提出するものとする。
- カ 部会長は、収支改善計画等により、乗合バス等事業者及び市町等の対応方法等を精査し、維持方策を決定するものとする。
- (3) 市町がバス等を運行する旨の申出があった場合
- ア 部会長は、地区幹事会を開催し、対応方策等について意見を求めるものとする。
- イ 申出をした市町は、様式第4号により、申出路線の現況や利用促進の実施状況のほか、必要と認められる情報を開示し、地区幹事会幹事に対し説明するものとする。
- ウ 市町は、分科会その他これに類似する会議を開催し、対応方策等について検討・調整をし、様式第5号により、指定された期限までにその結果を部会長に報告するものとする。
- エ 申出路線について、生活交通として維持する必要があると判断した市町は、様式第6号により、市町の生活交通確保計画案を作成し、指定された期日までに部会長に提出するものとする。
- オ 市町の生活交通確保計画案に掲載された路線については、様式第7号により、収支改善計画を作成し、指定された期日までに部会長に提出するものとする。
- カ 部会長は、運行内容及び地域バス交通体系等について、支援効果及び効率性を精査し、維持方策を決定するものとする。
- (4) 届出された事項の取扱い
- 部会長は、バス専門部会において決定した輸送サービスの内容を変更する旨の届け出があった場合、市町の生活交通確保計画変更届出書に加え、地域公共交通会議等、市町が地域の生活交通のあり方について協議するために設置した会議において、協議が調っていることを証する書類を確認し、変更内容について関係者に通知するものとする。

改正前

5 情報開示等

協議会は、協議会の運営の透明性を担保するため、協議会の議事の概要を、静岡県交通基盤部地域交通課及び国土交通省中部運輸局静岡運輸支局において、閲覧に供するものとする。

附 則

この要領は、平成23年2月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年2月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年9月7日から施行する。

改正後

とする。

5 情報開示等

バス専門部会は、バス専門部会の運営の透明性を担保するため、バス専門部会の議事の概要を、静岡県交通基盤部地域交通課及び国土交通省中部運輸局静岡運輸支局において、閲覧に供するものとする。

附 則

この要領は、平成23年2月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年2月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年9月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年 月 日から施行する。